

平 1 6 教保第 1 0 2 4 0 号

平成 1 7 年(2005 年)1 月 1 2 日

山 口 県 医 師 会 長  
山 口 県 学 校 薬 剤 師 会 長  
生 活 衛 生 課 長  
健 康 増 進 課 長  
様

山 口 県 教 育 庁 保 健 体 育 課 長

流行性嘔吐下痢症の予防及び発生時の対応について

平素より学校保健・学校給食の推進に、特段の御理解御協力を賜り感謝申し上げます。

標記の件について、別添写しのとおり、各市町村教育委員会及び県立学校あてに通知したのでお知らせします。

山口県教育庁保健体育課

学校健康教育班

担当 久保、吉田

Tel. 083-933-4675

Fax .083-922-8737

平 1 6 教 保 第 1 0 2 4 0 号

平成 1 7 年(2005 年)1 月 1 2 日

各市町村教育委員会教育長 様

山口県教育委員会教育長

流行性嘔吐下痢症の予防及び発生時の対応について

平素より感染症・食中毒の防止対策について、特段の御配意を賜り感謝申し上げます。

さて、今般、県内外の老人福祉施設等の入所者において、嘔吐・下痢等の症状を発症し、一部の検体からノロウイルスが検出される事例が発生しています。

ノロウイルスとは、冬季に流行する流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)の病原体のひとつで、食中毒の原因となるほか、患者の吐物や便からも二次感染し、まん延する場合があります。

については、貴管下各学校へ別紙内容について周知徹底を図り、流行性嘔吐下痢症の予防及び発生時の対応に万全を期していただきますようお願いします。

また、万一集団発生した場合は、別紙様式により所管の教育事務所へ早急に報告願います。

なお、「ノロウイルス食中毒の予防に関するQ & A」(厚生労働省)や「感染症の話 感染性胃腸炎」(国立感染症研究所)のwebページについても、適宜参照いただくとともに、各市町村教育委員会へ配布している学校給食食中毒防止ビデオ「ノロウイルス食中毒への対策」(平成16年4月6日付け教保第91号)を活用されるようよろしく申し上げます。

山口県教育庁保健体育課

学校健康教育班

担当 久保、吉田

Tel. 083-933-4675

Fax .083-922-8737

平 1 6 教 保 第 1 0 2 4 0 号

平成 1 7 年(2005 年)1 月 1 2 日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 庁 保 健 体 育 課 長

### 流行性嘔吐下痢症の予防及び発生時の対応について

平素より感染症・食中毒の防止対策について、特段の御配意を賜り感謝申し上げます。

さて、今般、県内外の老人福祉施設等の入所者において、嘔吐・下痢等の症状を発症し、一部の検体からノロウイルスが検出される事例が発生しています。

ノロウイルスとは、冬季に流行する流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）の病原体のひとつで、食中毒の原因となるほか、患者の吐物や便からも二次感染し、まん延する場合があります。

については、貴校教職員へ別紙内容について周知徹底を図り、流行性嘔吐下痢症の予防及び発生時の対応に万全を期していただきますようお願いいたします。

また、万一集団発生した場合は、別紙様式により F A X にて保健体育課へ早急に報告願います。

なお、「ノロウイルス食中毒の予防に関する Q & A」（厚生労働省）や「感染症の話 感染性胃腸炎」（国立感染症研究所）の w e b ページについても、適宜参照いただくとともに、学校給食食中毒防止ビデオ「ノロウイルス食中毒への対策」（独立行政法人スポーツ振興センター作成）が当課にありますので活用ください（貸し出し可）。

山口県教育庁保健体育課

学校健康教育班

担当 久保、吉田

Tel. 083-933-4675

Fax .083-922-8737

## 流行性嘔吐下痢症の予防について

### 1 流行性嘔吐下痢症とは

「感染性胃腸炎」のひとつで、嘔吐と下痢が突然始まることが特徴。ほとんどがウイルスによる腸管感染症。

【病原体】 主としてロタウイルス、ノロウイルス(小型球形ウイルス、SRSV)、時に腸管アデノウイルス。

【潜伏期間】 1～3日

【感染経路(発症時期)】 主として経口感染で、飛沫感染もある。貝(カキなどの2枚貝)などの食品を介しての感染例もあり、食中毒の発生原因になることがある。特に吐物や便の処理の際に感染する2次感染には、十分な注意が必要。糞便へのウイルス排泄期間は、通常では1週間程度、長いときには1か月程度ウイルスの排泄が続くことがある。ロタウイルス、ノロウイルスは冬季に多く、アデノウイルスは年間を通じて発生する。

【症状】 嘔吐と下痢が主で、ロタウイルスの場合は時に乳白色の下痢便となる。下痢は2～7日で収まるが、脱水症状に要注意。体調が悪いときは無理をせず、医師の診察を受けることが大切。

【罹患年齢】 ロタウイルスやアデノウイルスによるものは乳幼児が多く、ノロウイルスは幼児と小学生に多くみられる。

【治療方法】 対症療法が中心。特に脱水症状を治療することが重要。

【予防方法】 一般的な感染症の予防方法(手洗い、うがい等)の励行が大切。

【登校基準】 下痢・嘔吐症状回復後、全身状態のよい場合は、主治医の判断により登校可能。

(「学校において予防すべき伝染病の解説」(平成11年3月作成;文部省)を参考)

### 2 学校での対応

- (1) 平素から出欠状況の把握と健康観察を充分に行い、早期の患者発見に努める。
- (2) 嘔吐下痢症が疑われる症状(高熱を伴わない嘔吐、下痢)の集団発生が認められる場合、**学校医と相談のうえ、学校において予防すべき第3種「その他の伝染病」として、必要に応じて適切な措置を講ずる。**
- (3) 児童生徒及び教職員への流行性嘔吐下痢症に関する正しい知識と予防方法の周知徹底を図る。特に、日頃から**手洗いやうがいの励行を指導。また、吐物等の処理の際に2次感染しないよう、次の事項に充分注意する。**

吐物等のふき取り、汚染された衣類等の片づけの際には、ビニール手袋及びマスクを使用する。

吐物等のふき取りに使用したペーパータオル等や汚染されて衣類等は、衛生的に廃棄するか、捨てられないものは塩素系漂白剤又は熱湯でつけ置き洗いをする。

吐物のあった床等は、**次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度約200ppm:市販の塩素系漂白剤の塩素濃度は5～6%なので250倍に希釈)**で浸すように拭き取る。(塩素ガス発生に注意)

嘔吐物等の処理をした場合は、必ず十分な手洗いとうがいを行う。

- (4) **トイレの取っ手や水道の蛇口等**は、定期的(流行時は頻繁)に消毒液で拭く。
- (5) 体調不良児童生徒は、激しい運動や部活動等を控えさせる。**給食当番をさせない。**

### 3 学校給食施設での留意事項

- (1) 給食従事者に下痢等の症状がある時は、調理作業に従事させない。
- (2) 給食従事者は手洗い及び食材の加熱調理の温度確認(中心温度75℃、1分以上)を確実に行う。
- (3) 「学校給食衛生管理の基準」に基づき、衛生管理を行うとともに、日常点検項目の確認を確実に実施する。